

## 富士川町ネーミングライツ事業スポンサー募集要領

富士川町（以下「町」という。）では、町有施設におけるネーミングライツ（施設命名権）事業スポンサーを富士川町ネーミングライツ事業実施要綱に基づき次のとおり募集します。

### 1 ネーミングライツ導入の目的

ネーミングライツ導入を通じて、民間事業者の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、町の新たな財源を確保し、もって町民サービスの維持・向上を図ることを目的とします。

### 2 ネーミングライツ対象施設

別紙一覧表のとおり

### 3 ネーミングライツの内容

ネーミングライツ事業スポンサーは、町有施設に企業名や商品名を付した名称（施設の愛称、以下「愛称」という。）を命名することができます。

ただし、企業名や商品名のほか、愛称に施設名称の一部を使用することが条件となる場合もあります

なお、町民の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更はできません。町民の理解が得られるような施設にふさわしい愛称を提案してください。具体的な愛称は協議の上決定します。

募集する名称は愛称であることから、条例で定める施設の名称は変更しません。

### 4 募集の概要

#### (1) 応募資格

本町公共施設のネーミングライツ事業スポンサーとしてふさわしい法人その他団体（以下「法人等」という。）であって、富士川町ネーミングライツ事業実施要綱第3条に掲げる業種又は事業者には該当しないこと。

（規制業種又は事業者）

第3条 次に掲げる業種又は事業者は、ネーミングライツ事業に応募することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業を行う業種及び当該営業に類する営業を行う業種
- (2) 消費者金融及び事業者金融に関する業種
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)

に規定する宝くじに係るものは除く。

- (4) 法令等の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 占い、運勢判断等に関する業種
- (6) 興信所、探偵事務所等
- (7) 債権取立て、示談引受けに関する業種
- (8) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続き又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続きをしている事業者
- (9) 町税等の滞納をしている事業者
- (10) 法令等に違反している事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 暴力団(富士川町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 15 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)が、その経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

## (2) 命名権料

- ①年額単位の設定とします。
- ②下限額については別紙一覧表のとおりとします。
- ③消費税及び地方税は、別途ご負担いただきます。
- ④具体的な金額提示をしてください。
- ⑤単位は 10 万円とします。

## (3) 契約期間 (命名権付与期間)

3 年～ 5 年

単位は 1 年とします。

契約期間終了年以降の契約継続については優先交渉権があります。

## (4) 愛称使用開始時期

令和 8 年 6 月 1 日を予定しています。

(調整協議により開始時期が変更になる場合もあります。)

## (5) 愛称表示内容

ア 愛称表示が可能なものは、敷地内の看板、施設のホームページ及び印刷物(パン

フレット) です。

イ 敷地外、道路標識等の表示変更は、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

ウ その他の表示は、町や関係機関（指定管理されている施設については、「指定管理者」）との協議が必要です。

※ ネーミングライツで付与されるのは施設の愛称の命名権であって、表示できるのは施設等の名称として表示されている場合に限られます。屋外に企業ロゴやキャラクター図名等を表示する場合は、広告物として法令等の規制の対象となりますのでご注意ください。

#### (6) 愛称表示に伴う費用負担

ネーミングライツ料のほかに、愛称の付与に伴い発生する費用の負担については、原則として、次のとおりとします。

区 分	ネーミングライツ事業 スポンサー	町又は指定管理者
敷地内外の看板の表示変更	○	
町及び指定管理者が作成するホームページ及び印刷物		○
契約期間終了後の現状回復	○	

ア 看板施工の範囲、実施時期及び内容は、町と協議の上、決定します。

イ パンフレット等の印刷物は、契約締結後に作成するものを対象とします。既印刷物については、可能な限り対応します。

ウ その他の費用負担については、町と協議の上、決定します。

#### (7) 愛称の普及

町はネーミングライツ事業スポンサーの決定について、マスコミに公表するとともに、広報印刷物や町ホームページ等を活用し、愛称の普及に努めます。

### 5 応募方法

#### (1) 募集期間

令和8年4月1日（水）から 令和8年4月30日（木）まで

※ 申請書類を持参する場合は、募集期間中（土日、祭日を除く）の午前9時から午後5時までに提出してください。なお、郵送の場合は、募集期間の最終日午後5時必着となります。

#### (2) 申請書類

申請については、富士川町ネーミングライツ事業実施要綱第8条に掲げる書類

第8条 ネーミングライツ事業に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、富士川町ネーミングライツ事業応募申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 富士川町ネーミングライツ事業応募に係る誓約書(様式第2号)
- (2) 暴力団との関係についての誓約書兼同意書(様式第3号)
- (3) 応募者の事業概要等を記載した書類
- (4) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 最新の事業計画書
- (8) 直近3事業年度分の決算報告書及び事業報告書
- (9) 直近の納税証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(3) 提出部数

正本1部及び副本2部をご提出ください。

(4) 提出先

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1134  
富士川町 政策秘書課 政策推進担当

(5) 留意事項

- ア 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- イ 申込みに当たり必要な経費は、応募者の負担とします。
- ウ 申請書類等は返却しません。
- エ 応募内容及び選定結果等については、富士川町情報公開条例(平成22年富士川町条例第9号)に基づき、原則開示対象となります。

6 選定方法・選定基準等

(1) 選定方法

富士川町ネーミングライツ事業実施要綱に基づき設置する「広告掲載審査委員会」において、応募者の状況、愛称、応募金額及び期間等を総合的に審査の上、選定し、最終的に町がネーミングライツ事業スポンサーを決定します。

なお、選定過程において応募企業からのヒアリングを実施することがあります。

また、審査の結果、得点が著しく低い審査項目がある場合、若しくは審査区分ごとの得点が一定基準(配点の6割)に満たない場合は、ネーミングライツスポンサーを

選定しないことがあります。

## (2) 選定基準

選定にあたっての主な審査項目は次のとおりです。

審査区分	審査項目	配点
応募者の状況	・応募理由 ・企業の事業内容 ・経営の安定性 ・社会貢献に対する理解度、貢献度	40点
愛称	・施設が有するイメージの反映 ・親しみやすさ、呼びやすさ	10点
応募条件	・応募金額 ・期間	50点
合計		100点

## (3) 選定結果の通知

選定結果については、全ての応募者に文書で通知します。併せて選定されたネーミングライツ事業スポンサー及び愛称を町ホームページ等で公表します。

## (4) ネーミングライツ事業スポンサーの決定後、町とネーミングライツ事業スポンサーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

## (5) 指定管理者との協議

指定管理を導入している施設については、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、愛称決定後、ネーミングライツ導入に関し必要な事項についてネーミングライツ事業スポンサー、指定管理者及び町の間で協議することとします。

## (6) 契約の解除

ネーミングライツ事業スポンサーの信用失墜行為により、町が契約を継続しがたいと判断した場合、富士川町ネーミングライツ事業実施要綱第15条に基づき契約を解除できるものとします。

## 7 問い合わせ先

担当： 富士川町政策秘書課政策推進担当  
電話： 0556-22-7216（直通）

## 富士川町ネーミングライツ対象施設・最低募集価格・ネーミング条件

No.	施設名	施設区分	住所	最低募集価格 (年額・消費税込み:円)	ネーミング条件
1	富士川町民会館	文化施設	南巨摩郡富士川町鯉沢655番地57	1,000,000	愛称の一部に『町民会館』を用いることを条件とします。
2	富士川いきいきスポーツ公園 (※陸上競技場の愛称)	体育施設	南巨摩郡富士川町鯉沢地内	1,000,000	愛称の一部に『グラウンド又はスタジアム』を用いることを条件とします。
3	富士川いきいきスポーツ公園 (※スケートボードパークの愛称)		南巨摩郡富士川町鯉沢地内	500,000	愛称の一部に『スケートボードパーク』を用いることを条件とします。
4	殿原スポーツ公園 (※野球場・ソフトボール場の愛称)		南巨摩郡富士川町最勝寺2890番地	1,000,000	—
5	富士川親水公園 (※ドッグランの愛称)	公園	南巨摩郡富士川町青柳地内	300,000	愛称の一部に『ドッグラン』を用いることを条件とします。